

文化経済部会の設置について（案）

令和3年12月 日
文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、我が国の文化と経済の好循環に資する事項について調査審議を行うため、文化審議会に、文化経済部会を設置する。

2 調査審議事項

- (1) 我が国の文化と経済の好循環に資する事項について
- (2) その他

3 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会 第1期文化経済部会委員名簿（案）

（令和3年12月20日現在）

【文化経済部会】

（委員）

かわしま 河島	のぶ こ 伸子	同志社大学教授
しまたに 島谷	ひろ ゆき 弘幸	独立行政法人国立文化財機構理事／九州国立博物館長

（臨時委員）

いこま 生駒	よしこ 芳子	ファッション・ジャーナリスト／一般社団法人フューチャラディションワオ代表理事
ウスビ・サコ		京都精華大学 学長
おおだて 大館	なつこ 奈津子	一色事務所／芸術公社
おおはし 大橋	ひろし 弘	東京大学教授
おかむろ 岡室	みなこ 美奈子	早稲田大学坪内博士記念演劇博物館館長／ 早稲田大学文学学術院教授
きんの 金野	ゆきお 幸雄	一般社団法人創造遺産機構（HERITA）理事
くろさわ 黒澤	ひろみ 浩美	金沢 21 世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター
こいけ 小池	あい 藍	GO FUND, LLP 代表パートナー／京都芸術大学専任講師
ごとう 後藤	おさむ 治	学校法人 工学院大学 理事長
さいき 佐伯	ともりのり 知紀	青山学院大学（総合文化政策学部）非常勤講師／ 上智大学（文学部）非常勤講師／ NPO 法人映像産業振興機構（VIPO）顧問
もりのぶ 森信	しげき 茂樹	東京財団政策研究所研究主幹／ 財務省財務総合政策研究所特別研究官
やまぐち 山口	えいいち 栄一	一般社団法人 アートパワーズジャパン 代表理事
やまだ 山田	りえ 理絵	ハイエンド・ブランディング・プロデューサー
よしみ 吉見	しゅんや 俊哉	東京大学教授

文化経済部会の構造（案）

文化審議会

文化経済部会

我が国文化芸術の持続的な発展、文化芸術組織の自律的な運営の検討
例：アート、舞台芸術、活字・映像・音楽等

アート振興ワーキンググループ

我が国アートの国際的な評価、市場活性化、国民資産の有効活用等の検討
例：アート支援組織のあり方、ナショナル・コレクションの形成等

基盤・制度ワーキンググループ

我が国文化芸術振興の基盤となる制度の検討
例：美術品の公的な鑑定評価制度、文化芸術税制・規制緩和等

グローバル展開ワーキンググループ

我が国文化芸術の国際的な評価、関心を高める方策や展開の検討
例：国際発信強化、グローバルな人材育成、グローバルな活動環境整備等

文化審議会文化経済部会設置趣旨

1 趣旨

平成 29（2017）年に策定された文化経済戦略において示された「文化と経済の好循環」の方針も踏まえ、これまで、特に現代アートの分野において、「アート市場活性化」に向けた取組を継続的に実施するとともに、アートプラットフォーム事業等を通じたグローバルな発信基盤の整備を進めてきた。結果、一定の成果が生まれるとともに、今後、具体的に実施すべき事項も明確になりつつある。

一例を挙げれば、令和 3（2021）年 2～3 月にかけて文化政策部会の下で「アート市場活性化ワーキンググループ（座長：日比野克彦東京藝術大学教授）」が報告書（「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による『文化芸術立国』の実現に向けて」）を取りまとめ、アート市場を含めたアートの振興にはアートの「本質的（美術的・学術的）価値」「社会的価値」「経済的価値」をバランスよく高めることが重要であり、かつ、我が国がアートの国際的な拠点として成長していくことが不可欠であることを打ち出している。

今後、このような現代アート分野の取組をさらに強力に推進するとともに、「文化と経済の好循環」に向けた取組を他の文化芸術分野にも広げ、具体的に推進していくため、今般、文化審議会に文化経済部会を設置し、恒常的に議論・検討を行うこととする。

なお、文化経済部会設置後、アートの振興については、本部会のワーキンググループとして設置するアート振興ワーキンググループにおいてさらなる検討・議論を行うこととする。また、公的鑑定評価制度や関連を含め、文化芸術に係る基盤・制度の検討については、専門性の高さから、別途、基盤・制度ワーキンググループを設置し、現代アート分野に限らず、必要な検討を進める形とする。加えて、マーケティングやプロモーション的な視点等を複合的に踏まえた国際展開について、別途、グローバル展開ワーキンググループを設置し、必要な検討を進めることとする。

2 審議事項

文化経済戦略において示された「文化と経済の好循環」を実現するべく、我が国の文化芸術が持続的に発展するための方策、及び文化芸術組織が自律的に運営できるようになるための方策等について議論・検討する。

3 ワーキンググループの設置

より詳細な議論が必要な課題については、下記の通り、別途ワーキンググループを設置して審議・検討する。

(1) アート振興ワーキンググループ

我が国アート及びアート市場の国際的な評価を高め、我が国におけるアートの持続的な発展を支える仕組みの構築や、アート作品の資産としての認識の浸透及びそれらの有効活用等のために必要な政策的措置の在り方について検討する。

(2) 基盤・制度ワーキンググループ

税制上の問題を含め、文化芸術の振興にかかる基盤・制度等について議論・検討する。また、公的な鑑定評価制度についても、制度のあり方や、導入方法、推進方法等を議論・検討する。

(3) グローバル展開ワーキンググループ

我が国文化芸術のグローバル展開に関する基本的な考え方や人材育成、体制強化、環境整備等、発信力強化に向けた具体的な取組について議論・検討する。

4 委員の選定

別紙のとおり

5 設置期間

令和3年12月20日～令和4年3月31日

※次年度以降も、必要に応じてメンバーを見直しつつ、継続予定

6 その他

本部会にかかる庶務は文化経済・国際課にて処理する。

なお、グローバル展開ワーキンググループに関する庶務については、企画調整課、文化経済・国際課及び参事官（芸術文化担当）の協力を得て、政策課にて処理する。